

ニュース・フラッシュ

**●合法木材促進法で違法伐採木材締め出しへ
与野党で議員立法、業者登録制度を新設**

(第51・516号統報) 自民党は、違法伐採木材対策の強化を目的とした新法案の内容を固めた。合法伐採木材の利用促進を国や事業者の責務とし、違法伐採木材を国内マーケットから締め出すことを目指す。野党の民進党もほぼ同じ内容の法案をまとめており、両法案を一本化して与野党共同の議員立法として今国会で成立させる方針。新法案の名称は、「地球温暖化の防止等に資するための合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案」。国民にわかりやすい通称を、公募により決めることにしている。

国が判断基準を示し、中立的な登録実施機関が事業者を認定

新法案は、違法伐採木材の流通が自然環境の破壊や地球の温暖化を招き、公正な取引を阻害しているとの問題意識に基づき、国と木材関連事業者が合法伐採木材の利用を促進する仕組みをつくること
が柱となる。

国は、合法伐採木材の利用促進に関する基本方針を策定して、必要な資金の確保や情報の提供などに努めるほか、木材の合法性を判断する基準を定める。この判断基準に即して合法伐採木材を取り扱っている木材関連事業者を認定・登録する制度を新設し、社会的な信用度を高めて、合法伐採木材の流通量を増やす。事業者登録の実務は、中立的な登録実施機関が行い、制度の公平性と透明性を担保する。違反した事業者は、登録を取り消すとともに、ペナルティー措置として事業者名を公表する。

新法案の主務大臣は、農林水産・経済産業・国土交通・環境の4大臣とし、合法伐採木材の利用促進に必要な指導や助言を木材関連事業者に対して行うとともに、合法伐採木材の利用状況について事業者から報告を徴収できるようにする。また、民間団体等との連携を図ることや、国際協力を推進することなども規定する。施行は公布日から1年以内とし、施行後5年をメドに実施状況を点検し、必要な見直しを行うことも定める。(関連解説7頁「緑風対談」参照)

緑 風 対 談

違法伐採対策の新法が業界に与える影響は？



違法伐採対策の新法が業界に与える影響は？
国産材には追い風だが、現場に悩ましさも

● ポジティブアプローチで、悪貨を駆逐、罰金刑は設けず

緑 違法伐採木材の排除を目指す新法が議員立法によって成立する見通しとなってきた（3頁「ニュース・フラッシュ」参照）。長年にわたってこの問題に取り組んできた自民党は昨年7月、集中的に検討するワーキングチームを設置して、今年の5月末に開催されるG7伊勢志摩サミットまでに「答え」を出すとの「締め切り」を設定（第513号参照）。これと歩調を合わせるように、野党の民進党も法制度の検討を進め、両者の調整にメドがついたことから、新法誕生は確実な状況だ。では、新法ができること、林業・木材業界にはどのような影響が生じるのか。この点を探っていこう。

風 3頁で報じているように、新法の名称は「地球温暖化の防止等に資するための合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」と長い。今のところ「合法伐採木材利用促進法」と略称されている。それはともかく、このネーミング自体に、新法の「性格」がよく現れている。ストレートに違法伐採木材の排除を謳うのではなく、合法伐採木材の利用を拡大することで、結果的に違法伐採木材は市場からご退場いただくという、ポジティブアプローチになっているのがミソだ。

緑 先進事例とされている米国レイシー法やEU木材規則では、違法伐採木材を取り扱った事業者に罰金を科すネガティブアプローチがとられている。民進党も検討段階では違反者から罰金を徴収することにしていた。だが、「違法伐採」について国際的に合意された定義はなく、罪刑法定主義を原則としている日本の法制度にはそぐわないという意見もあり、ハードな罰則規定は見送られた。

違法伐採対策の新法が業界に与える影響は？

●幅広い「木材関連事業者」の中から「優等生」を認定・登録

風 このような新法の「性格」を踏まえた上で、重要な規定事項をみていこう。まず注目されるのは、合法伐採木材の利用を進める主体として「木材関連事業者」を位置づけ、その範囲を広くとっていることだ。具体的に、木材関連事業者とは、「木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者」としている。関連して新法が対象とする「木材等」とは、「木材及び木材を加工し、又はこれを主たる原料として製造して得た紙、家具等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）」と定義されている。

緑 つまり、原木（丸太）や製材、合板、集成材など住宅部材にとどまらず、チップや紙、家具、さらにバイオマス発電燃料なども新法の対象になるというわけ。このため、所管省庁（主務大臣）が農林水産・経済産業・国土交通・環境と4つにまたがっている。

風 これだけ広い範囲で合法伐採木材の利用にインセンティブをつけるためには、それなりの「駆動装置」がなければならぬ。そこで創設されるのが、木材関連事業者の登録制度だ。同制度により、合法伐採木材利用の優等生に「お墨付き」を与えて、木材流通の「主流」とすることが想定されている。

緑 登録事業者になるためには、国が定める「判断の基準」をクリアすることが必要。この「判断の基準」は新法のキモといえるものだが、業界関係者にとっては悩ましい問題を孕みそうだ。

●新法のキモは「判断の基準」（デュー・デシリジェンス）

風 「判断の基準」は、欧米の法制度で義務付けられているデュー・デシリジェンスに相当する。このデュー・デシリジェンスは、「然るべき注意」などと訳されているが、どうにもわかりづらい概念であり、違法伐採問題を巡る議論を難しくさせる一因になっている。

新法は、「判断の基準」について、「木材関連事業者が取り扱う木

緑 風 対 談

材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認の方法に関する事項」や「木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項」としているが、具体的な内容は省令で定めることとしており、何をどうすればいいのか、いまいちピンとこない。

緑 関係者の話をまとめて平たく言うと、取り扱っている木材や木材製品が適法に伐採されたものであることを示す書類などがあれば、「然るべき注意」を払ったことになる。日本産木材（＝国産材）の場合は、森林計画制度に則って伐採が行われているのだから、その関連書類（伝票など）を揃えておけばOK。ただし、どこまで厳密にチェックするかで、事務負担の重さなどは変わってくる。

風 問題なのは外材だ。木材自給率3割の日本には、世界の様々な国・地域から木材がやってくる。当然、素性のわからない木材も混ざるし、そもそも森林の管理・経営に関する法制度が未整備な国や地域もある。こうした現実の中で、例えば文具店で売られている鉛筆1本1本の合法性をすべて明らかにしろといわれても、どだい無理な話だ。

●登録実施機関はどこに？ 既存の合法木材制度どうなる？

緑 昨年7月に自民党が新法の検討をスタートさせた際、「事業体への過度な負担を避ける」ことが前提となっていた。この基本線を守ってほしいというのが、業界関係者の願いだろう。

風 「判断の基準」とともに、登録実施機関がどこになるかも大いに気になるところだ。新法には「木材関連事業者に支配されているものでないこと」と明記されており、業界団体は除外される。国（林野庁）が組織要求をしたり、新たな独立行政法人を設立するというのも、行政改革を進めている中では実現性が薄い。公益性のある社団法人などが担うことになるのかもしれない。

緑 もう1点、日本には、グリーン購入法に基づいた合法木材の証明制度がすでにある（第285号参照）。環境団体などからは、デュー・ダイリジェンスが義務付けられないと問題視されているが、平成18年に制度化して以降、着実に歩みを重ねてきているのも事実。この既存制度が新法の枠組みにスムーズに移行できるかも注目点だ。今後の成り行きを、引き続きウォッチしていこう。